

「就任にあたって」**岩手労働局****局長 山 寄 眞 司**

本年8月1日付けで岩手労働局長を拝命いたしました。

岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様には、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

岩手県は、豊かな自然に恵まれ、人情味あふれるところと聞いており、当地において労働行政の一端を担えることを大変うれしく思っております。ただ、本年6月14日と7月24日に大きな地震災害が発生したことが大変気懸かりであり、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、現在我が国は、世界でも例をみない速さで高齢化が進んでおり、人口そのものも減少していく社会へ突入しようとしています。また、サブプライム問題の発生等景気動向には不確定要素が強く、新規求人数が全体として大幅に減少していることから有効求人倍率も低下を続けており、本年8月の県内の有効求人倍率は0.56倍と全国平均の0.86倍を大きく下回っている状況にあります。とりわけ、正社員求人倍率は0.28倍に止まっており、これも全国平均(0.53倍)を大きく下回っております。

このような状況を踏まえ、岩手労働局では、今後次のような施策を重点に行政を進めてまいりたいと考えております。

第一に、地域の活性化と成長力の強化に向けた雇用対策を推進してまいります。

現下の厳しい雇用失業情勢に対処するため、求人者・求職者のニーズに即したマッチングを図るとともに、若年者や高齢者の就業対策、地域における雇用創出等の施策を進めてまいります。

第二に、働く方々の安全・安心の確保と公正かつ多様な働き方の実現のため、労働条件の確保・改善対策、労働災害防止対策を進めてまいります。

第三に、仕事と生活の調和のための社会的気運の醸成、企業の取組みを促進するとともに、出産・子育て等と仕事の両立が可能となる職場環境づくりを推進してまいります。

岩手労働局では、このような対策の推進を通じて、地域における総合労働行政機関として県民に信頼される適切なサービスの提供に努めてまいりますので、引き続き御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

下請等実態調査の結果報告（緊急調査）

昨今の中小企業を取り巻く経営環境は、原油・原材料価格等の高騰を背景に、価格上昇を自社の製品・サービス等に転嫁することが困難な場合も多く、企業収益が大幅に圧迫されるなど、これまでに経験したことのない大変厳しい状況にある。このため本会では、県内中小企業者の下請等取引関係の実態を把握し、取引関係の適正化を推進し、企業経営の安定及び発展に資するため、下請等実態調査を緊急に実施し、国、県及び全国中央会に報告した。

当調査は、下請代金支払遅延等防止法では親事業者（発注先）の義務や禁止行為等が定められているが、取引先等から組合または組合員企業において該当する実態を具体的な事例等で寄せていただいたものである。

今回の調査結果の概要については下記のとおりである。

1. 調査の方法等

- (1) 調査の期日 平成 20 年 9 月 9 日～19 日
- (2) 調査の方法 調査票を郵送で配布、回収
- (3) 調査対象 情報連絡員所属組合 60 組合
- (4) 回収状況 27 組合（回収率 45.0%）

2. 調査結果の概要(一部のみ抜粋)

(1) 下請等代金の支払遅延行為(3 組合)

- ・一括払い 分割払いへの変更(一般機器関連組合)
- ・以前からあるが最近増加(その他の製造業、卸売関連組合)

(2) 下請代金の減額(2 組合)

- ・過去の契約分についての値引き要請(木材・木製品関連組合)
- ・請負額の10万円未満の切捨て(その他の製造業関連)

(3) 不当な返品(2 組合)

- ・大手販売店では頻繁(卸売関連組合)
- ・一方的な返品と値引き(小売関連組合)
- ・以前からあるが最近増加しているわけではない(卸売関連組合)

(4) 買ったたき(7 組合)

- ・特売品の特別価格の強制、数量の変更要請(木材・木製品関連組合)
- ・安価な労働費での請負(建設関連組合)
- ・低価格請負による資材の買ったたき(窯業・土石製品関連組合)
- ・請求段階での大幅な減額(印刷関連組合)
- ・低価格競争による赤字覚悟取引(窯業・土石製品関連組合)
- ・アウトサイダーとの競合激化(同左組合)
- ・通常行われ、最近増加したわけではない(卸関連組合)
- ・欠品の際の利益補填請求(小売関連組合)

(5) 物の購入強制・役務の利用強制(3 組合)

- ・顧客紹介の強制 不調 10万円の工事強要(木材・木製品関連組合)
- ・カレンダーを購入させられた(印刷関連組合)
- ・特売での販売応援(小売関連組合)

(6) 不当な経済上の利益の提供要請(2 組合)

- ・契約の中にバックマーゲンの項目あり(卸関連組合)
- ・販売協力金の要請(卸関連組合)

(7) 不当な給付内容の変更・やり直し(2 組合)

- ・保証金の要求(卸関連組合)
- ・一方的な返品要請(小売関連組合)

(8) 報復措置(2 組合)

- ・注文が無くなった(卸関連組合)
- ・一方的な取引停止(小売関連組合)

(9) その他(8 組合)

- ・ゼネコンからの受注額の低下(建設関連組合)
- ・下請法の改正により支払期日を早めた(運輸関連組合)
- ・納期変更(一般機器関連組合)
- ・強引な値上げ(卸関連組合)
- ・常に弱者である(小売関連組合)
- ・校正回数オーバー分の請求却下(印刷関連組合)
- ・運賃トラブル 欠品での着払い(卸関連組合)
- ・値崩れによる経営不振組合員の出現(窯業・土石製品関連組合)

ウルトラD千厩 成果報告会開催

一関市委託事業「成功店モデル創出・波及事業（ウルトラD千厩）成果報告会」を10月14日に、サンブラザ及善（一関市千厩町）にて開催。

本事業は中央会が昨年度より一関市から委託をうけ実施しているもので、昨年度は旧一関市中心商店街の4店舗を対象として実施し、今年度は千厩町に店舗を構える専門料理店、家具小売業、医薬品小売業、菓子製造販売の4店舗を対象に実施した。

専門家に中小企業診断士 高橋幸司氏を迎え、5月26日のスタートアップ研修会から10月14日の成果報告会までの約4ヶ月間にわたり店頭・店内における情報発信の強化、新商品開発、DMの内容見直し等に取り組んだ。

成果報告会では、参加店舗から取り組んだ内容、その成果及び今後の意気込みについて発表を行った。

各店舗の取組内容に対して参加者より、多くの質問がなされ積極的な商業者同士による情報・意見交換が行われた。

各店舗の主な取り組み事例は以下の通り

（レストラン）

- テーブル POP、店頭・店内に設置した黒板を活用して旬のメニューやお薦めメニューの訴求
- テーブルクロス、一輪挿しによる空間演出

（家具小売業）

- 各家庭に眠る家具の再生(リメイク)

（医薬品小売業）

- 店内案内図を作成し顧客の利便性向上
- 食材と健康をキーワードにコラムを作成し情報発信

（菓子製造販売）

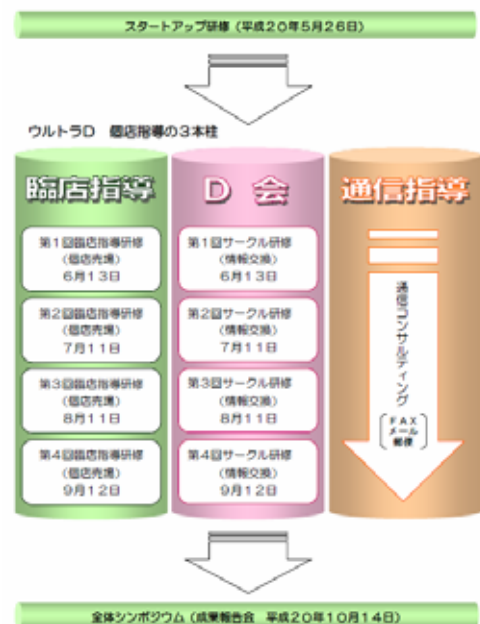
- 新商品開発（和・洋菓子）
- イベント・季節ごとの商品の提案

参加4店舗による成果発表後、高橋幸司氏より「商売の醍醐味、商店街(商業集積)の醍醐味」と題して講演が行われた。

売上増のためには「客数」もしくは「客単価」のアップが必須。「客数」増が望ましく、そのためには新規客の獲得も大きなポイントであるとし、新規客に向けた店舗の取組事例の紹介のほか、他店との差別化を図るための商品選びや「売り筋商品」の見極めなど、厳しい商業環境を生き抜くための取り組み方・意識の持ち方について講演をいただいた。



事業スキーム



用語解説

ウルトラD

「最高(ウルトラ)の商売の醍醐味(Daigomi = 『D』)を満喫しよう!」という意味

D会

「D系(ウルトラDに参加する経営者の総称)の会議。臨店指導日にあわせて開催。やってみたことやこれからやってみようことを発表し合う場。D系同士の情報交換、相互刺激の場となる。

平成 20 年度第 1 回いわて商店街サミット 開催

岩手県商店街振興組合連合会では、県内の商店街及び商業者等によるエリアを越えたネットワークの構築と、各地の優れたノウハウの共有化を図るため、標記サミットを 10 月 14 日、ホテルルイズ(盛岡市)で開催した。出席者は県内の商業者、商工支援団体、行政職員を中心に約 80 名。



第 1 部の基調講演では、中心市街地に関する政策決定に大きな発言力を有する全国商店街振興組合連合会の桑島俊彦 理事長が、今後の地方商業のあり方について講演。大都市部との格差が広がる経営環境の下、所属する中央会・商振連を通じて、各自が抱える問題点を国や県に訴えることの重要性、生活者や行政を含めた広域的な連携の効果的なあり方について、全国の事例を交えながら説明した。

各自が抱える問題点を国や県に訴えることの重要性、生活者や行政を含めた広域的な連携の効果的なあり方について、

第 2 部のパネルディスカッションでは、「県内のイベントにぎわい事例」と題して、地域の生活者から高い支持を集める 2 つの商店街の事例発表が行われた。

1 つ目の事例である花巻市末広町の「年末年始イルミネーション事業」の発表では、年々スケールアップしている事業内容や企画当初の苦労話、マスコミとの連携の重要性について、当組合理事の鎌倉淳氏がビデオ上映をもとに説明。

2 つ目の盛岡市材木町の「材木町よ市」の発表では、理事長の宮沼孝輔氏が、今年 9 月に第 1,000 回目の開催を迎えたよ市の経緯を説明するとともに、来街者・出店者・商店の 3 者が、ともに心から楽しめる仕掛けづくりが、ここまで継続している秘訣だろうとのコメントがあった。

なお、盛況のうちに終了した今回のサミットであるが、来年 1 月頃、北上市において第 2 回目の開催を予定している。

第 1 回いわて商店街サミット(内容)

第 1 部 基調講演

テーマ：「これからの地方商業のあり方について」

講師：全国商店街振興組合連合会 理事長 桑島 俊彦 氏

第 2 部 パネルディスカッション

テーマ：「県内のイベントにぎわい事例」

<コーディネーター>

全国商店街振興組合連合会 理事長 桑島 俊彦 氏

<パネル発表>

「花巻の新たな風物詩 年末年始イルミネーション事業」

花巻市末広町商店街振興組合 理事 鎌倉 淳 氏

「盛岡を代表する風物詩 材木町よ市」

盛岡市材木町商店街振興組合 理事長 宮沼 孝輔 氏

いわて eco&eco ものづくり推進セミナーを開催

標記セミナーを9月24日に(株)北上オフィスプラザセミナールーム、25日に(財)釜石・大槌地域産業育成センターの2会場にて開催した。本セミナーは、岩手県資源循環推進課から本会が事業受託して開催するもので、昨年と引き続きマテリアルフローコスト会計の紹介を中心に進められた。

当セミナーは、中小企業が環境配慮の事業活動を行うことで、いかに企業間優位を保つとともに、製品生産に係る投資コスト等の低減できるか等を実例を交えて紹介したものである。

「環境経営と廃棄物・リサイクルガバナンス」

大岡健三 氏（社団法人産業環境管理協会 環境人材育成センター副所長）

協会の紹介をはじめ、廃棄物・リサイクルに潜む企業経営リスクの事例、大規模不法投棄事例がもたらした経済・環境面の損失事例、処理・リサイクル委託契約の留意点、管理部門とコンプライアンス等について紹介した。

(社)産業環境管理協会のHP <http://www.jemai.or.jp/>



「マテリアルフローコスト会計の実践～環境保全とコスト削減を同時に実現～」

喜多川和典 氏（財団法人社会経済生産性本部 エコマネジメントセンター長）

マテリアルフローコスト会計（以下、MFCA と表記）について紹介説明。MFCA は製造過程で生じる「隠れたロス」を「見える化」し、製造コストを「正・負の製品コスト」に区分することで、ロスコストを明確にする会計手法である。

MFCA の有用性のポイントには他にも製造過程でのムダ排除意識やコスト感覚の醸成もある。

(財)社会経済生産性本部のHP

<http://www.j-management.com/mfca/>



「中小企業によるマテリアルフローコスト会計の実践事例」

根本昌明 氏（株式会社光大産業 代表取締役）

MFCA 導入の実践事例について、特に社内での MFCA への取り組み体制構築にまつわる苦労話をはじめ、製造コストの測定や計算等に活用した実資料を提示し、MFCA 導入の有用性をとらえた。

(株)光大産業のHP <http://www.kodaimokuty.co.jp/>



また、11月1日(土)には、いわて県民情報交流センター(アイーナ)にて「マテリアルフローコスト会計普及セミナー」を開催。当日、(株)日本能率協会コンサルティングチーフコンサルタントの山田朗氏、元キャノン(株)環境本部環境企画センター環境評価部 MFCA 評価課の安城泰雄氏及び清水印刷紙工(株)代表取締役社長の清水宏和氏より、MFCA 実践事例等について講演を受けた。

ベトナム視察研修レポート

連携支援部 主幹 坂本 淳

10月11日から16日まで、テクノプラザ岩手、岩手県機械金属工業（協連）の主催により、ベトナム視察研修が行われた。平成18年にはホーチミン・ハノイを中心に実施されたが、今回は、ダナン、フエ（ホーチミンから約1,000km）の中部地域を中心とした視察研修であり本会職員も視察団に参加した。



ベトナム概要

人口：約8,650万人（平成18年 約8,300万人）
 国土面積：日本の約88%
 首都：ハノイ（人口約620万人（8月1日の省の吸収合併による）、平成18年 約300万人）
 （参考：ホーチミンの人口約600万人、平成18年 570万人）
 通貨：ドン、為替レート：1ドル=約16,500ドン
 GDP：2007年 716億ドル（約8兆円）
 外国からの投資実績対前年比：+70%
 経済成長率：2005年 8.4%、2007年 8.5%
 WTO：2007年1月11日正式加盟
 日本からの直接投資：1988年～2007年まで累計928件（総額90.4億ドル）。
 日本はベトナムにとって最大の援助国。
 2007年総額約1,053億円援助。

ホアカイン工業団地

ダナン市（人口：78万人（男49%、女51%）、人口増加数：2万人/年、労働力人口：44万人）にある国営の工業団地。工業団地面積、572ha。日系企業は、ダイワ（釣り具）、エースコック（カップ麺）、マブチモーターが進出。ダナン市内全体では、日系企業が全34社。最近、ダナン日本商工会を発足した。中部地区一大工業都市への発展を目指している。

Daiku-JV co.jv（ホアカイン工業団地）

運営会社：日越合弁会社 DAIKU-JV CO.JV
 事業内容：ダナン進出日本企業向けリース工場の建設管理及び運営
 事業形態：出資比率（（株）アイ電子工業 65%（栃木県大田原市）、DAIZICO社（ダナン工業団地インフラ開発公社：政府系子会社）35%）
 出資金：1,540,000USD 交通：ダナン国際空港から約10km
<http://www.Daiku-jv.com/>



【Daiku 西山工場長（中央）】

【経緯】2005年7月、栃木県大田原市の（株）アイ電子工業の社長がダナンを訪問し現地進出を検討している際、ダナン市より貸工場の運営を依頼された。ダナン市との共同出資による合弁会社として貸し工場を運営。リース料：4ドル/㎡（管理費0.5ドル込み）（ハノイ、ホーチミンは5ドル/㎡程度。）7つのリース工場は入居済み。

DAIWA（ホアカイン工業団地）

生産品目：釣り竿、リールほか（欧米向け低価格製品）
 売上構成：85%が釣り具関係（ほかゴルフ用品、テニスラケット等）
 生産開始：2005年9月工場建設開始、2006年9月15日生産開始。
 従業員等：日本人6名（社長、副社長含め）、ベトナム人1,002名（9月20日現在）
 平均年齢：23歳、女性が約80%占める。 土地：60,000㎡
 工場：全3棟（A・B・C棟）の工場を有する。
 製品価格：工場出荷時400円/1本（リール付き釣り竿）、ウォルマート・Kマート販売時15ドル程度。
 始業時間：午前6時～午後2時（残業は多くても2時間程度） 退職率：操業時12% 現在4%前後
 賃金：65ドル/月程度（社会保険料・交通費込み）



【DAIWA 岩間社長】

【経緯・経過】価格競争への対応を図り、世界生産拠点の集約化を行うため、ベトナムの中部都市ダナン市を選定した。欧米向け大量低価格商品の生産拠点。2006年第1回目の現地採用（幹部候補生）を実施。1,500名の応募があり20名を採用した。中部地区は、ハノイ、ホーチミンと比べ人材確保が容易であり賃金水準が低い（中部地区からの雇用が容易）。しかし、就業経験がないため、「なぜ働くか」からの教育が必要。女性が働く国民性で、非常に勤勉でまじめである。経済的貧困から体力的にも弱い面がある。当地域の利点は、技術流出がない、治安が良い、人材の確保がしやすい。最大の課題は、電力の確保。1カ月に2～3回は停電する。日系企業同士のルールとして、退職者は他の日系企業では採用しない。



【フエ県庁との懇談】



【フエ県 ホア副知事(女性)】



【視察団 長岡団長と通訳のラム氏】

フエ県は、北部のハノイ、南部のホーチミンに次ぐ、第3の産業拠点を目指す中部地区の中心地。2つの世界遺産、港(対岸長 128km)を有し、ベトナムの特徴を最も表している地域である。未開発地域が多く、今後の投資振興の重点地域である。人口：120万人 GDP成長率：16.3%(昨年12.0%) 教育関連：9大学(フエ市に医科大学)、昨年の卒業生36,700人のうち15%がフエ県内に就職し、他はハノイ、ホーチミンへ就職あるいは海外留学。

投資地区は、フエ市のほかチェンマイラン工業団地(2,700ha、フエ市とダナン市の中間地点。インフラが整備され、アジアハイウェイの拠点。)、フーバイ工業団地(818ha、フエ空港の隣り)エコ環境地区国立公園(1,286種類の植物、723種類の動物が生存。かつて、フランス植民地時代のフランス人別荘地。現在も別荘が存在。)の4重点地区となっている。

フエ市は、ホーチミンから約1,000km、飛行機で約1時間20分(ハノイから約1時間10分)、ダナンから車で約2時間30分、人口約34万人、平均気温25.5℃、教育機関・世界遺産・観光が集中し多くの有形・無形の文化財(古都遺跡郡や寺、庭園、工芸村、飲食店、フエの民謡等)を有するベトナムの文化・観光・自然を象徴とする都市である。フエ古都遺産郡と宮廷音楽は世界遺産に登録されており、年間100万人の観光客が訪れる。市内には125の宿泊施設があり、その他、観光客を泊めることができる400の民家がある。フエ県の第1の産業振興拠点であり、産業・文化・観光・教育のベトナムの中部一大拠点を狙う地域となっている。



【フエ市ホア副市長(右)】

(投資に対する優遇制度) 指定業種の優遇分野を投資する場合には土地とインフラ整備の費用を下げる。フエ市の小規模工業団地に投資する場合は、5~7年間の土地代を無料にする。無料期間後の土地代は0.32USD/m²・年 工業団地、小規模工業団地の土地開発、インフラ整備のプロジェクトに対しては14年間の土地代を無料にする。エコ観光開発、観光リゾート、4~5ツ星ホテルのプロジェクトに対しては建築用の土地代は0.03~0.18USD/m²・年。建築中、設備設置、生産一時停止の場合は土地代を無料にする等。

フエ工業専門学校

ベトナムの教育体系は、小学校5年、中学校4年、高校3年(卒業時18歳)であり、義務教育は小学校の5年間である。専門学校は、中学校卒業後3年間(訓練校卒業時18歳)、高校卒業後2年間(訓練校卒業時20歳)、その後の更なる高度訓練期間等がある。フエ校は工業系で、機械、電気・電子、旋盤、溶接関連等のコースがあり、4,600名が学んでいる。

国内の専門学校数：商工省管轄(工業系)42校、労働社会省管轄(文化学系)40校があり、国内全体で約30万人が学んでいる。授業料：年間100ドル 設備：政府予算。教材・設備は古い。卒業後は、鉄鉱、自動車、電気・電子関連での雇用ニーズが高い。

HUE FOODS COMPANY (ベトナム国内唯一の日本酒製造会社)

開業7年目。本社は京都府の砕石業者。フエ市に砕石業の工場立地を検討したが、当時、政府の認可が降りなかった。ベトナムの米を利用した日本酒製造を考え、社長個人の資産を投入し設立。地下100mの地下水をろ過・殺菌後使用。当時は優遇措置が無く、約8億円を投資。商品第1号は、「越の一(えつのはじめ)」。1haの借地20年間1,500万円。ベトナム国内100店舗と代理店契約し販売。年間売上高約8億円(推測値)。

【フエ大学日本語学科の学生との交流】
日本語学科の90%は女性。将来は通訳・日系企業への就職を希望。



【世界遺産】
ホアン日本人町、グエン朝王宮、ミーソン遺跡等多数



【越の一(えつのはじめ)】
ホーチミン・ハノイでの販売が90%を占める。



【工業専門学校(溶接)】
最新の教材・設備が不足しているが、知識欲は旺盛である。



第25回東北・北海道ブロック中小企業組合士協議会 研修交流会開催

一関市「蔵ホテル一関」に於いて、10月10日に第25回東北・北海道ブロック中小企業組合士協議会研修交流会が開催され、他県組合士会会員（参加者65名）との交流を図った。本協議会は、北海道・青森・秋田・山形・福島・宮城・岩手で構成されており、組合活性化のために「1組合1組合士」をスローガンに、組合士制度の普及促進に努めるとともに、組合士の地位向上と身分の安定を図る目的をもって、会員各位の英知を結集し、組合士の資質向上のため有意義なものとするよう取り組み、毎年一回各県が持ち回りで研修交流会を開催している。

今年度は、開催幹事県として、岩手県中小企業組合士会（会員59人）会長 似内裕司氏（花巻機械金属工業団地協同組合専務理事）の開会宣言、東北・北海道ブロック中小企業組合士協議会会長 田中猛氏（北海道中小企業組合士会会長）の主催者挨拶のあと、パネルディスカッションを行った。「組合士のあり方」をテーマに各県より推薦されたパネラー7名（本会からは菅原香さん（高田松原商業開発協同組合））に“組合での仕事内容”“検定試験受験について”“組合士としての抱負”などをコーディネータが問い掛けた。また、会場内の参加者への呼びかけ、参加者からパネラーへの質問など、双方向の活発な意見が交わされ、会場が一つになって組合士のあり方を模索した。その後、全国中小企業組合士協会連合会会長 齊藤行正氏（静岡県中小企業組合士会）より講評をいただいた。

引き続き行われた講演会では、「地域資源活用による中小企業の活性化」をテーマに 佐藤暁信氏（協同組合食のむら理事長・一関商工会議所副会頭・世嬉の一酒造社長）により、農・商・工の連携による地域活性化への取り組みについてお話をいただいた。地産地消等地域に根差した活動を紹介した講演は盛況のうちに終了した。

政管健保(政府管掌健康保険)が

協会健保(全国健康保険協会勸奨健康保険)に変わります

政管健保（政府管掌健康保険）については、これまで、国(社会保険庁)で運営されてきたが、10月1日より新たに全国健康保険協会が設立され、同協会が運営することとなった。本稿では、協会健保(全国健康保険協会勸奨健康保険)の概要について説明する。

サービス、業務改革の推進

協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間となる。民間のノウハウを積極的に取り入れ、事業主・被保険者のご意見をお聴きしながら、サービスの向上、業務改革を推進していく。

被保険者証について

これまでに政管健保に加入されている方は、順次、新たな被保険者証への切替えが行われるが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証等も同様。)は引き続き医療機関等で使用することができる。なお、10月1日以降加入される方には、新たな被保険者証が発行される。

保険給付の内容について

医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、出産一時金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わらない。

各種申請等の窓口について

- 適用・徴収関係(健康保険の加入や保険料の納付等に関する手続) 社会保険事務所(これまでと同様)
- 給付関係(健康保険の給付や任意継続等に関する手続) 協会の各都道府県支部

全国健康保険協会に関する詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(<http://mhlw.go.jp>)及び社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)をご覧ください。

地域力連携拠点事業に係る今後のセミナー開催予定

本会では今年度より、中小企業等が抱える経営上の諸問題に対する総合的な支援・解決を目的とした経済産業省の受託事業「地域力連携拠点事業」に取り組んでいます。
年内に事業の一環として開催予定のセミナーをご案内します。

女性起業家支援セミナー

景気の後退局面が顕在化するなか、「やはり地域の活性化は『地域の人材・資源を活かし』『地域の価値を高める』ことが地道ではあるが確実な方法である」との認識は着実に広がりつつある。

こうした状況に鑑み、日本各地で活躍する女性起業家・ビジネスウーマンによる講演及びパネルディスカッションを通じて、地域活性化の担い手として活躍が期待される女性の起業マインドを促進することを目的に開催する。

- ・開催日時：平成20年11月21日(金)14:00～17:00
- ・開催場所：花巻市 ホテルグランシェール花巻(花巻市大通り1-6-7)

【基調講演】

「着想を実現化し、組織を円滑に運営するために」

講師：NPOソフトエネルギープロジェクト 理事長 佐藤 一子 氏

【パネルディスカッション】

「地域産業おこしに燃える女性たち」

パネラー：(株)いわきテレワークセンター 代表取締役 会田 和子 氏

(株)マーフィーシステムズ 代表取締役 藤重 嘉余子 氏

(有)Willさんいん代表取締役・しまねSOHO協議会 会長 長谷川 陽子 氏

(株)惣兵衛 代表取締役 畠山 さゆり 氏

NPOソフトエネルギープロジェクト 理事長 佐藤 一子 氏

創業・新事業創出セミナー

いま各地で、地域社会に対する意識・視点を活かして、地域資源の活用や農業者と商工業者の連携などによる起業・新規ビジネスの展開を通じ、地域社会の活性化に大きく寄与している事業者が現れている。こうした日本各地の地域産業を研究し、豊富な事例を知る専門家による講演と意見交換を通じて、地域活性化の担い手として活躍が期待されている創業希望者・地域企業・1次産業の従事者の方など、地域に根ざした活動を行っている皆様を対象に新たな事業創出のサポートを目的に企画するもの。

- ・開催日時
平成20年12月4日(木) 17:00～
平成20年12月18日(木) 17:00～
- ・開催場所
西和賀町 湯本温泉「ホテル対滝閣」
【会場未定】
- ・テーマ
「地域ブランドと産業振興～山・川・里から始まる新たな価値の創造～」
- ・講師
一橋大学大学院 商学研究科 教授 関 満博 氏
)、ともに共通のテーマ・講師で開催します。

～ 先進組合事例のご紹介 ～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介する。

成田市上町商店街振興組合

所在地	〒286-0032 千葉県成田市上町 503 番地			設立	平成 14 年 12 月
出資金	8,640 千円	電話番号	0476-24-7115	F A X	0476-24-7115
地区	成田市上町地区	主な業種	物販・飲食・サービス	組織形態	-
組合員数	65 人	専従理事	なし	組合従業員	1 人
U R L	なし				

成田山新勝寺の表参道という地域資源を活かし、店舗のセットバックによる歩道の設置と歴史的風情ある独特な街並み景観の整備に取組み、国土交通省の「美しいまちなみ優秀賞」を受賞

背景と目的

成田駅から成田山新勝寺に通じる表参道の景観については、成田山の歴史・文化を活かした門前町らしい景観形成が期待される一方、歩車混在の表参道に対し、歩行者の安全性を求める声も多く寄せられていた。これらの解決策として、街づくり協議会等で検討されたのは、店舗のセットバックによる歩道の設置と景観に配慮した店舗の改修であった。土地を提供することに対して、保守的な組合員を説得し、街並み整備事業に踏み込ませた背景には「快適で歩いて楽しい空間」づくりを目指そうとする上町商店街役員の強い意思と危機感であった。

事業・活動の内容

上町商店街では、この事業に先立ち千葉県中央会の指導により振興組合の設立に着手したり、成田市や成田商工会議所の支援を受け、事業に取り組む体制づくりを整えていった。この街並み整備においては、セットバックによる歩道づくり、お客様のための駐車場の設置及び各店舗のファサードの改修が事業内容であり、これには多くの資金が必要であった。成田市は、セットバック部分の買上げにより、個店の改修をバックアップすることにしたが、それでも着工を懸念する関係者もあり、上町商店街の有志が率先してセットバックと店舗改修の模範を示すことで、整備が徐々に進展していった。

成果

多額の資金を要し、コンセンサスづくりの難しい本事業を成功させた要因は、表参道を構成する仲町、上町、花崎町の代表者による「まちづくり協議会」が結成され、地域リーダーを中心に街並み整備や景観形成の方向性を検討し、実現に向けて市へ積極的にアプローチするなど、粘り強い取り組みであった。上町商店街の整備がほぼ完成したことにより、歩道の設置と白壁、和風看板の店舗が立ち並び、門前町ならではの歴史的風情、独特な街並みが形成された。平成 17 年には、国土交通省の都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を受賞し、この動きが隣の花崎町にも波及し、表参道全街区の景観整備に向けた動きが加速しつつある。

【組織化動向】2 組合が創立総会開催

国際情報ビジネス協同組合	創立総会	平成 20 年 10 月 3 日
地域の中層企業がアジア経済圏の架け橋となる人材育成・確保を図るため、また、市場のグローバル化に対応した組合員の海外進出等の支援及び経営の合理化・効率化等を図ることを目的として設立。	地区	岩手県及び福島県
	事業	組合員のための教育・研修業務の共同受託 組合員が行う海外専門教育機関の共同設置に関する調査研究 組合員のための経営革新に関する調査研究 教育及び情報の提供に関する事業 福利厚生に関する事業
協同組合みちのく酒商	創立総会	平成 20 年 10 月 7 日
中小酒販店の経営環境の変化に対応するため、共同事業実施による構成員の自助努力の促進、情報の共有化、顧客サービスの質的向上に取り組む、酒小売業界の経済的地位の向上を目指す、設立。	地区	盛岡市、八幡平市、岩手郡雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町
	事業	共同購買斡旋事業 コミュニティ情報誌発行事業 教育情報事業 労働保険事務に関する事業

「安心実現のための緊急総合対策」における中小企業対策について

「安心実現のための緊急総合対策」(平成 20 年 8 月 29 日政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)において、急激な資源高に苦しむ中小・零細企業等を支援するため、ワンストップ支援拠点として整備した地域力連携拠点の活用を図りつつ、資金繰り対策の拡充や下請法・独禁法の運用強化、下請事業者保護のための情報ネットワークの構築等に取り組んでいくこととなった。

これを踏まえ、中小企業庁では、以下の内容を基本として、資金繰り対策の拡充や、下請事業者保護の強化等について緊急に取り組みを進めていく。

1. 資金繰り対策の拡充

- (1) 新たな保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証)の導入
原油だけではなく原材料価格や仕入れ価格が上がっているのに値上げができない業種の方々にも広く利用できる新たな保証制度を導入。
- (2) セーフティネット貸付の強化
日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関によるセーフティネット貸付を拡大。(業種指定要件なし。)
- (3) 政府系金融機関への要請
政府系金融機関に対し、返済猶予への対応等に関する配慮を要請。

2. 下請事業者保護の強化

- (1) 下請代金法の運用強化
原油・原材料価格高騰時における買いたたきの具体的内容を明示した大臣通達文書を、平成 20 年 8 月 29 日に約 600 の事業者団体等に発出。また、親事業者に対する特別事情聴取・特別立入検査を実施。詳しくは、平成 20 年 8 月 29 日報道発表「原油・原材料価格高騰に係る下請け中小企業対策の実施について」を参照。
- (2) 下請事業者の相談体制の拡充
中小企業の利便性を考慮し、全国の各経済産業局(9ヶ所)および下請かけこみ寺本部において、下請取引に関する相談延滞等を 10 月 3 日(金)まで実施。
また、今後 47 都道府県に設置した下請かけこみ寺に、取引に関する法律に知見のある弁護士を配置する。
- (3) 下請適正取引ガイドラインのフォローアップの実施
下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて、ガイドラインの活用状況等についての調査、ガイドラインの改定、今後のアクションプランの作成等を行う。対象業種の業界団体に対してその内容を周知徹底するためのトップレベルの会合を開催する。
- (4) 「下請保護情報ネットワーク(仮称)」の構築
「下請保護情報ネットワーク(仮称)」を構築し、下請事業者の保護のための関係行政機関間の連携強化を図る。

観光庁の新設について

平成 20 年 5 月 2 日に国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 26 号)が公布され、国土交通省の外局として「観光庁」が平成 20 年 10 月 1 日に設置された。

観光庁では、観光立国実現へ向けて以下の 5 つの目標を掲げ、施策実施の強化を図っていく。

訪日外国人旅行者数	1000万人
日本人の海外旅行者数	2000万人
観光旅行消費額	30兆円
日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数	4泊
我が国における国際会議の開催数	5割増

詳細は、観光庁ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>)を参照。

岩手労働局より「労働時間適正化キャンペーン」についてのお知らせ

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高止まりとなるなど、依然として長時間労働の実態がみられ、また、過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害も多数発生している。さらに、割増賃金の支払いについて労働基準法違反としては是正を指導した件数は依然高水準で推移している。

これらの問題の解消に向けては、いずれも使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められているが、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使一体となった取組みを行うことが望まれる。

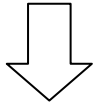
労働局では、本年度長時間労働の抑制を重点とし、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施。本稿では、キャンペーンの概要について紹介する。

現状の課題

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因である。

時間外・休日労働がつき45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まる。

賃金不払残業(「賃金不払残業」とは所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して、所定の賃金又は全部に対して、所定の賃金又は残業手当を支払うことなく労働を行わせること。)は、賃金や割増賃金の支払を定めた労働基準法に違反する、あってはならないものである。



これらの問題を解消するためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適正な対処が必要。

過重労働による健康障害を防止するために

時間外労働時間の削減

時間外・休日労働協定は、基準()に適合したものとすることが必要。

月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めること。

「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

労働者の健康管理に係る措置の徹底

健康管理体制の整備、健康診断の実施

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

等を実行しましょう。

賃金不払残業を解消するために

労働時間適正把握基準の遵守

労働時間を適切に把握しましょう！

職場風土の改革

適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

等を実行しましょう。

詳細についてのお問い合わせは、岩手労働局(:019-604-3001)まで。

地域別最低賃金額が改定されました

全国の都道府県労働局において、地域別最低賃金額を改定し、平成20年10月5日から11月8日までの間に順次効力が発生します。

経営者の皆様におかれましては、貴社の労働者の賃金額が決して地域別最低賃金額を下回ることのないよう、金額をご確認下さい。

なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されることとなりますのでご注意ください。

【岩手県の地域別最低賃金額】

619 円 ➡ 628 円 (平成20年10月30日より)

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」について

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者に対し適切な雇用の場を提供する共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。今般、中小企業における障害者雇用の促進として「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」(平成 21 年 4 月 1 日施行)が閣議決定され、中小企業への障害者雇用対策として以下の事項が改正されました。

障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大

障害者雇用納付金制度(納付金の徴収・調整金の支給)が適用される対象範囲を常用雇用労働者 101 人以上の中小企業に拡大(平成 27 年 4 月 1 日より)。一定期間(平成 22 年 7 月 1 日より)は 201 人以上に拡大。

現行は経過措置により 301 人以上の事業主のみ。

雇用率の算定の特例

中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する仕組みを創設。

事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定。

併せて、中小企業に対する支援策を充実、経過措置として負担軽減措置を実施。

「障害者雇用促進法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

～改正組合法 Q & A～

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q, 監事が監査を拒否した場合、中協法及び中協法施行規則ではどのような規定があるか。

A, 本件は中協法施行規則の解釈についての相談でした。

監事は監査を通じて理事の業務執行を監督する機関です。決算後は事業報告書(監査権限限定組合は監査不要)、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案を監査します(中協法第 40 条)。理事長は監事の報告を添えて決算関係書類を通常総会に提出し承認を受けなければなりません。改正前は監事の意見書がないまま総会承認を得ると、その決議は取り消される可能性があります。しかし今改正で監事の監査期間は 4 週間とされました。理事との合意で期間延長もできますが、延長合意のない場合、4 週間後に監査報告がなければ報告があったとみなして決算関係書類の総会承認を得ることが可能になりました。これで監査拒否により決算総会開催が不可となる事態は避けられます。なお施行規則の規定は以下のとおりです。

(監事の監査報告の通知期限等)

第 91 条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第 89 条第 1 項及び前条第 1 項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から 4 週間を経過した日
- 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日
- 2 決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第 1 項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けたものとみなす。(下線部筆者。以下の条文は省略)

検察審査会より「検察審査員候補者」についてのお知らせ

検察審査会は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた 11 人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者(犯罪の嫌疑を受けている者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査することを主な仕事としている機関である。

このたびの法改正等に伴い、本年 11 月下旬頃には、来年度の検察審査員候補者に対して候補者に選ばれた旨の通知がなされる予定となっていることから、本稿では、「検察審査員候補者」について紹介する。

検察審査員候補者に選ばれた方には、11 月下旬ごろに通知書が届きます。

(これは、「裁判員候補者」と違います。)

一般の有権者の中から、まず審査員候補者がくじで選ばれ、次にその中から審査員がくじで選ばれます。経営者の方や従業員の方は審査員に選ばれたときには、参加についてご理解頂き、また、住民の代表として、この仕事にご協力をお願いします。

審査申立や相談は無料です。申立て用紙は事務局に備えております。

広報用ビデオの貸出や講演会・説明会の依頼に応じています。

問い合わせ先

盛岡検察審査会事務局(盛岡地方裁判所内) : 019-622-3165

このほか県内では、二戸、遠野、宮古及び一関の裁判所内に事務局があります。

【会 員 動 向】

盛岡大通商店街協同組合	大通商店街に無料駐輪帯	9/25
	盛岡市が大通商店街など 3 ヶ所に約 80 台分の無料駐輪帯を設置。加えて、盛岡城跡公園に接する菜園・大通、東大通に総延長 740m の自転車走行レーンを確保。9 月 25 日には大通 1 丁目地内で盛岡市、盛岡東警察署、盛岡大通商店街協同組合(吉田莞爾 理事長)関係者が出席し、完成記念式典を開催。	
水沢鋳物工業協同組合	欧州向け南部鉄器を初展示	9/26
	水沢鋳物工業協同組合(及川敬 理事長)は「南部鉄器・奥州から欧州展」を水沢市伝統産業会館で 9 月 26 日より開始。水沢鋳物工業協同組合が「鋳技(てつぎ)」のブランドで主にヨーロッパ向けに輸出するティーポットを紹介。	
盛岡大通商店街協同組合	大通りちびっこ縁日開催	10/5
	盛岡大通商店街アーケード内で大通ちびっこ縁日を開催され、多くの家族連れで賑わった。	
ノースジャパン素材流通協同組合	創立 5 周年記念式典開催	10/10
	ノースジャパン素材流通協同組合(下山裕司 理事長)創立 5 周年記念式典が盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにて、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。	
はなまきカード協同組合	設立 10 周年記念式典開催	10/15
	はなまきカード協同組合(千田いづみ 理事長)設立 10 周年記念式典が花巻市のホテルグランシェール花巻にて、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。	
盛岡駅前商店街振興組合	盛岡駅前開運祭り開催	10/19
	盛岡駅前商店街で「盛岡駅前開運祭り」が開催され、多くの来場者で賑わった。	
サンサン青山さん通り 商店街振興組合	サンサン青山ふれあい祭り開催	10/25
	サンサン青山さん通りで「サンサン青山ふれあい祭り」が開催され、多くの来場者で賑わった。	

景況感はさらに厳しさ続く(平成20年9月)

全体の概要

9月は、依然として続く原材料高騰や、需要の減少により収益の落込みが目立つ。消費者意識の冷え込みなど消費不振による影響で売上低迷。そして、地震の風評被害はいつまで続くのか。

また、米国発の金融危機の影響で世界経済が停滞、輸出不振が懸念される。県内中小企業の景況は、金融不安要因も加わり軒並み悪化、わずかに戻すものの厳しさが続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

全ての材料、光熱費の値上げ等スタグフレーションの中で、主食のパンは極力抑えている。販売数量の影響を考えると値上げはたやすいことではない。

めん類製造業

1年に4度もの小麦の価格上昇は大きな問題。

漬物製造業

小売価格の上昇に伴う消費マインドの冷え込みのため、量販店の売上げは低調。土産品も風評被害によるキャンセル続出、かなりの落込みを見せた。

菓子製造業

原材料、燃料、包装資材等の高止まりに加え、全体的に消費も著しく落ち込み、相当危機的な状況。

一般製材業

景気低迷の中、世界的な株安。運転資金等の面での影響が危惧される。

印刷業

売上げの増加は望めない。販売価格を上げざるを得ない状況になりつつある。

鉄鉄鋳物製造業

アメリカの景気後退が輸出に影響することが懸念され、総じて受注量は減少、売上額が同様でも原材料が高騰のため収益は減少。

家庭用機械器具小売業

北京オリンピック需要後、売上は減少。オール電化等のリフォームでカバーしている。

野菜・果物小売業

市場扱数は更に減少に転じた。入荷量は不変に対し価格が安く、これまでに類がない現象が生まれた。

各種商品小売業(大船渡市)

さまざまな業種での値上りが続いている中で売上増は厳しく、客単価は悪化の一途をたどる。

各種商品小売業(北上市)

全国的に衣料品関係が不振。金融不安から今後の消費への影響がますます不安視される。

商店街(盛岡市)

米国の株の問題が先行不安を大きく煽り、ますます消費抑制に拍車がかかるものと懸念。原油は落ち着いたものの、関連する値上げは続き苦慮している。

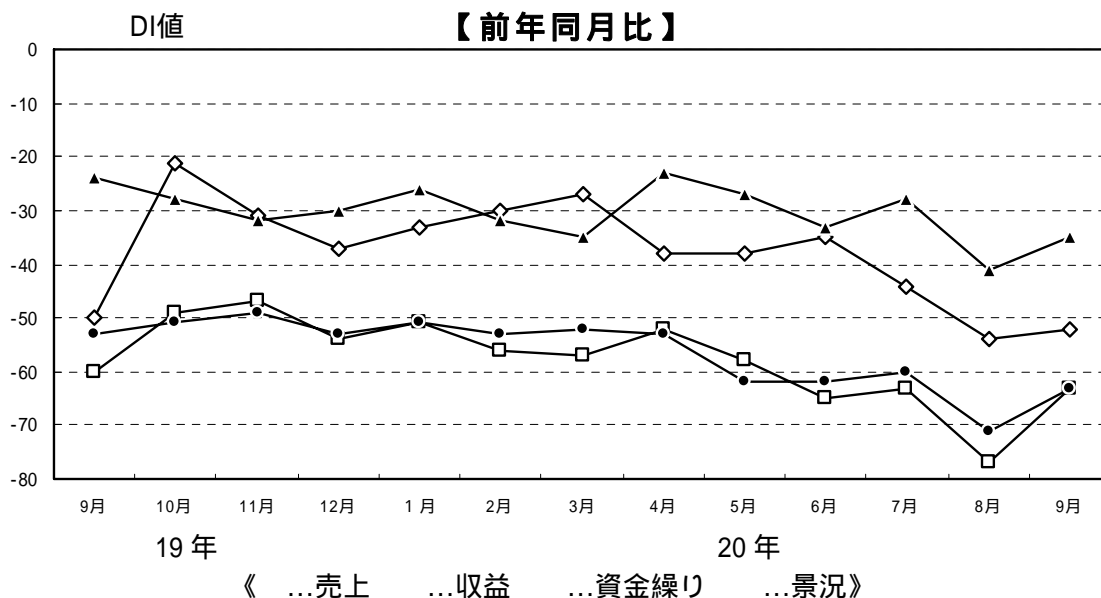
自動車整備業

全ての面で悪化。先行きが不透明なため廃業の決断をする会社が出てきている。

板金工事業

メーカーからの資材供給が安定しつつあるが、依然として建築物件が少なく、工事単価の下落がなかなか戻らず、利益の確保が難しい状況。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H19年9月~H20年9月)



労働契約セミナー及び個別相談会開催のご案内

このたび本会では、中小企業労働契約支援事業の一環として以下の内容で労働契約法に関するセミナー及び個別相談会を奥州市において開催しますので、皆さま、ご参加のほど宜しくお願いいたします。

日時	平成 20 年 11 月 13 日 (木) 午後 1 時 00 分 ~ 午後 4 時 45 分
会場	プラザイン水沢 (住所: 奥州市水沢区佐倉河字後田 29)
内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">労働契約セミナー</div> 午後 1:00 ~ 午後 2:30 平成 20 年 3 月 1 日施行された労働契約法の内容及び同法を踏まえた適切な契約事務のあり方など、労働契約に関するルールについて研修いただきます。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">労働契約等個別相談会</div> 午後 2:45 ~ 午後 4:45 労働契約法への対応、就業規則の設定・変更、懲戒・解雇をめぐるトラブルなどのご相談を個別にお受けします。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">講師・相談アドバイザー</div> 社会保険労務士・行政書士 横山 信英 氏 (盛岡市在住) セミナーのみ、相談会のみ参加も可能です。
お申込み お問合せ	別途、御案内の文書に添付されている申込書により、お申込みください。 本会 労働契約支援事業担当までお問合せください。 TEL : 019-624-1363 FAX : 019-624-1266

組合員さんにも教えてください。

後日、盛岡においても同様にセミナー及び個別相談会を実施いたします。詳細が決まり次第別途ご案内いたします。また、出張相談にも対応できる場合がございますので、お気軽にお問合わせください。胆江両磐・花北地区の会員組合さんへ御案内しております。他地区の方の参加も大歓迎です。

主要日誌 (10月1日~10月31日)

中央会主催事業	
10/10 商品企画&マーケティング相談会(盛岡地区)	10/10 高度化事業意見交換会
10/11 商品企画&マーケティング相談会(宮古地区)	江刺商工会議所創立 40 周年記念式典
10/14 商店街サミット(岩手県商店街振興組合連合会)	10/15 地域連携フォーラム in 花巻
10/22 連携促進懇談会(盛岡地区)	10/16 宮古商工会議所創立 60 周年記念式典
10/24 労働契約法セミナー(釜石地区)	10/17 岩手地方最低賃金審議会専門部会
連携促進懇談会(胆江・両磐地区)	10/22 高年齢者雇用推進委員会・70ING 会議・地域団塊世代雇用支援戦略会議
10/27 連携促進懇談会(二戸地区)	岩手産業保健推進センター運営協議会
10/30 連携促進懇談会(花巻地区)	10/23 岩手地方最低賃金審議会専門部会
関係機関・団体主催行事への出席等	10/24 盛岡市商店街連合会理事会
10/ 1 雇用・能力開発機構運営協議会	原油価格高騰対策連絡会議
10/ 3 岩手地域労使就職支援機構運営委員会	10/27 第 3 回岩手県成長力底上げ戦略推進会議
10/ 9 食用ほおずき商品発表会	10/28 岩手県商工観光審議会
	10/29 花巻市中心市街地新規出店者経営支援事業審査委員会